

第4回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年5月24日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 原田 義一 | 2番 岡本 嗣喜 | 3番 宮崎 龍生 | 4番 徳田マスエ |
| 5番 川本 聖光 | 6番 松山 純久 | 7番 廣瀬 康友 | 10番 三浦 博文 |
| 11番 渡辺 弘之 | 12番 渡邊 弘登 | 14番 青葉 真 | 15番 柿元 信次 |
| 16番 大谷 数義 | 17番 佐々岡常喜 | 18番 佐々木京子 | 19番 玉田 一 |
| 2推 田村 邦麿 | 3推 橋本 安延 | 4推 三浦 寿紀 | |
| 5推 小川 明人 | 6推 神田 進 | 7推 小松原常雄 | 8推 近重 邦昭 |
| 8推 河野 恒弘 | 10推 野上 省三 | 11推 岡田 勝 | 13推 小谷 保雄 |
| 14推 岡本 定文 | 16推 欠員 | 17推 原田 和義 | 18推 永見 繁廣 |
| 19推 齋藤 久行 | | | |

2. 欠席委員

12推 岡堂 正顕

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長

河野農地係長

農林振興課 川邊主任主事

会 長

おはようございます。ただいまから第4回浜田市農業委員会総会を開催いたします。5月の連休も終わりました、田植えもほとんど終わって一段落されているのではないかと思います。非常に暑かったり、寒かったり不順な天候が続いております。今年の梅雨がどうなるか心配でございますし、この秋がどうなりますか、良い秋になりますようにお祈り申し上げたいと思っております。

本日の欠席は、

8番 三明多佳志 委員、 9番 林 秀司 委員、

13番 岡本 健治 委員、

1推 前田 正典 委員、 12推 岡堂 正顕 委員

以上5名の方から欠席の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

10番 三浦 博文 委員、 11番 渡辺 弘之 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて、計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、47件、97筆、156,513㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は5月28日を予定しており、利用権設定については開始日を6月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見やご質問がございましたら、ご発言願います。ございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員

～全委員 挙手～

会 長

ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。資料は4ページ、図面番号①と資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田、外8筆の田畑です。場所は、黒沢公民館から約950m南東の、黒沢7区です。この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は37a余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、写真からもわかりますように、かなり荒廃していますが、本人が耕作されるということです。

ので、今後注意深く見ていきたいと思っております。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長 　ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

三浦博文委員もしくは野上推進委員、お願いします。

第10推 　（野上 省三推進委員）

10推、野上です。先日、三浦委員の都合が悪く、私が立会しましたので説明させていただきます。今、説明がありました通り、本人がやる気があると言う事はありがたい話であります。地図を見ていただきますと、〇〇番のところに若い夫婦が〇〇の方からIターンで、子供4人を連れて8年前くらいに来られました。それでこの度ここに定住していただける様ですので、ひとつご了承をよろしく願いいたします。

会 長 　以上で、第3条申請について説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。

第18番 　（佐々木京子委員）

すみません、この写真を見る限り、とてもこれから耕作するのは大変そうなのですが、今から何を作られるのでしょうか。あと専業でされるのでしょうか。立ち入ったことを聞いたらいけないかも知れませんが。

第10推 　（野上 省三推進委員）

ご夫婦で、どこかに勤めておられます。ご両親もおられます。

会 長 　作物は何を作ろうと思われているのですか。

事務局 　田んぼに出来るところは田んぼに、出来ないところは畑にという事にはなっ

ています。

第 18 番

(佐々木京子委員)

ありがとうございました。

会 長

いいでしょうか。なので、田んぼは米を作って、畑は野菜を作ると言うお話です。他にございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1 号について説明します。資料は 7 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田市立東中学校から約 500m 東の、伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に共同住宅を建設にするもので、他の農地への影響はないものと思われま。

続きまして 2 号について説明します。資料は 8 ページ、図面番号④をご覧ください。

ださい。申請地は、周布町の田です。場所は、周布郵便局から約 500m 南東の、周布 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を工場の緑地帯と進入路にするもので、周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。

農地法第 5 条申請については、以上 2 件です。

会 長 ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきまして、河野推進委員お願いします。

第 8 推 (河野 恒弘 推進委員)

8 推、河野です。先日、三明農業委員と事務局とで 3 人で確認しました結果、問題はないという風に思われますので、よろしく願いいたします。

会 長 2 号は私の担当地区です。先般、前田推進委員と事務局とで現地に行きました。3 ページ上に地図がございます様に、駐車場のすぐ隣でございますが、今、影になっている所が、倉庫があったところでございますが、浜田工業株式会社の駐車場に対します進入路と、この地図で言いますと左上の方これが緑地帯の方でございますして、私も少し意味がわかりませんが工場とか駐車場を作った場合には、それぞれの面積の緑地帯を設けざるを得ないという事です。何の使い道もない訳ですが、ただただ草を生やしてそこを残して置くだけという事で、この左上にあります青い所がこれも全部緑地帯です。これも含めてこの写真の田、約一反ありますが、3 分の 2 強は緑地帯を設けざるを得ないとなっている様です。私には何のための理由かわかりませんが、この様なことがされるという様になっております。周囲は既に工場なり住宅なり、駐車場等々でございます。別段問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長 以上で、第 5 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かご意

見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数～

会長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして議第4号転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明します。資料は10ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅町上古和の田畑、外17筆の田畑です。場所は、御部ダムから約3.5km西の、上古和です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。なお、場所については詳細が分かりませんし、実際行くことも不可能な場所で大体の場所しか分かりません。しかし、もう何十年も人が入っていないので山林化していることは確実と思われるので、今回議題にかけました。

転用統制外証明願は、以上1件です。

会長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、三浦委員もしくは野上推進委員、お願いします。

第 10 推

(野上 省三 推進委員)

10推、野上です。今ここに〇〇さんと書いてある人はその山の上なのですが、ここにマルが書いてある所から出て来られて、以前は上がったのですが、もう30年以上、人が出入りしていない状況ですので、ちょっと行くことは無理だと思います。昔、自分の仕事の中では、山の方を歩いて何回か行ったことがありましたけれど、もう30年以上前の話で、人が住んでない状況になってからですので行くことは無理ですし、もちろん田としても無理だと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長

以上で、転用統制外証明願についての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針と議第6号、平成30年度農業委員会活動計画について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針と平成30年度農業委員会活動計画についてご説明いたします。資料は別冊になっております。第5号が農業委員会の農地等の利用最適化の推進に関する指針と第6号といたしまして、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価と、平成30年

度の目標及び達成に向けた活動計画の3つが別冊となっております。まずは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということでございます。新しい農業委員会の制度では、農地の最適化が最重要課題となっておりますので、新しく農業委員会、新制度になったらこの指針を出さないといけないという事になっております。中身は見ていただけたらと思いますが、第6号にあります活動の点検、評価と活動計画。これは毎年、農業委員会で29年度の結果がどうだったか、30年度はどうするか、その指針は3年間分みたいなものという風に考えて良いのかなとは思いますが、3年間の目標で、あとは1年毎に結果と目標を立てるという事でございます。6号の方は毎年やっている分で、5号については新しく出たというものでございます。指針の方は、様式が全国このような様式で、あとは若干中身を変えていくという事でございまして、決めて行かないといけないのが遊休農地の発生防止についての目標と言うのを立てなくてはならないという事で3年、6年毎でどこの町村も出しておられますので、浜田の方も出したいと思っています。管内の農地面積、これは前々からお話はしておりますが、うちの台帳にある面積、これは浜田市の固定資産税、登記からですが現況と登記が田か畑になっているものは全部引っ張ってきています。だいたい、これが5,800ha位で11万筆位あるのですが、そのうち7万筆位が、現況が農地で、5万筆位が登記は田や畑だけど現況は山とか宅地になっているものが5万筆位で半分にはかない程で、そういうものを全部合わせると、毎年変わるのですが、5,800ha位です。それで耕地面積というものがありまして、国が航空写真か何かで、独自に調査を毎年している機関の調査があるのですが、これで行くと浜田市は2,400haが耕地面積ということで、今年度は2,370haで30ha減っております。全部は見てないので分かりませんが、毎年30haくらい減って行く計算になります。この指針やこの点検、評価につきましては、その耕地面積の数字を使う様になっておりますので、30年のところで2,370haと、それから、昨年皆様に調査していただきました、1号遊休、2号遊休でA判定のところ57haです。それを足したものが管内の農地面積とここではあげておりまして、それでいきますと2.35%が遊休農地の割合ということになります。今後、これをどの様にやっていくかという事でございますが、単純に毎年、30ha減っていくとな

ると、3年後には90ha、約100ha、浜田市の農地が減るということになるのでしょうけれど、そこまでは分からないということで、とりあえず、毎年10ha位減っていくのではないかという事で、一応3年後には30ha農地面積が減るであろうという想定で計算をしております。6年後には更に30ha位の農地が減るだろうということで、遊休農地の方はこれから増えていく可能性が高いのですが、どんどん増えていくという目標ではなかなかいけないと思いますので、3年間で10ha位は減らしていく様に計画は立てたいという事で、57haが47ha、37haと割合の方も若干減らして行くという計画の方にしております。それで、資料をめぐっていただいて、担い手の集積についての目標ということでございますが、先程も話しました様に耕地面積が3年で30ha位減っていくだろうという見通しと、集積面積が今のところ500haということになっております。皆様にお話ししたと思うのですが、今後、集積をしていけば最適化交付金というのが農業委員会に出されます。計算をあてはめてみると、浜田市では26.8haが目標です。年間26.8ha、担い手とかに集積をすると、それが一応100%ということになります。1人1ヶ月1,400円相当のお金が国から出るということになっているという事もありまして、一応目標といたしましては、その基準の面積、26.8haですから27haを毎年集積していくということで、3年後には81ha、6年後にはもう一回81haを目標ということで、集積面積の方を計算して案として出させていただいております。集積率も21から28になるという風な計算で出しております。それから新規参入の促進ということでございますけれども、30年度、これは農林業支援センターの方で毎年集計等をされていますけれども、新規参入者が今年度は1人だった様です。法人の方も1法人でした。新規参入された方の法人と個人の面積は0.91haと1.98haでございます。今後、これをどの様にもっていけばいいのかなというところでございますが、30年度の目標の方の2ページ目、新たな農業経営を営む者の参入促進というのがありまして、27年度は4、28年度は2、29年度は1、という結果になっております。その4人の方が取得した面積は0.35、2人の方が取得したのが0.44、今年の1名の方は0.91haとなっております。この辺の計算を入れて加味したところ、毎年3人くらいは目標として増えていけるのかなということになっていまして、一応3年後には

個人の場合は10人、面積の方もこの数字の平均値を取りまして、1人あたり0.24ha位の面積、2反4畝くらいですか…という計算になりますので、10人であれば2.4ha位です。目標ですので、36年には9人増えまして19人、4.56haくらいを新規参入者の方に取得していただける様な体制をつくっていきたいということで書いております。法人の方も、年間1法人くらい毎年増えて行けばということで4法人、7法人、という風な形で計算をして、一応指針という事で皆様の了承がいただければ指針ということで発表したいと考えております。それから6号議案の方ですけれども、これも総会の議決を得てHP等で公表しなくてはいけないということになっておりますが、29年度の点検、評価ということでございます。耕地面積、経営面積、遊休農地の面積等は、一昨年の結果がそのまま残っております。認定農業者は60人でした。基準構想到達者は11人で、この辺は変えておりません。資料をめくっていただきまして、29年度、集積の目標が30haということで作っておりましたが、集計にもよりますが、集積は23haということになっております。そのうち新規が22.1haで76%くらいの結果ということになりました。目標の達成はできませんでしたが、目標値は妥当だったのではないかと評価しております。それから3番目の3ページ目の3番、農業経営を営む者の参入ということですが、先程も言いました様に今年度は1経営体だったということでございます。目標としては2経営体でしたので、50%の結果ということになっております。面積の方は0.4haということだったのですが、それは基準をクリアしたということで、目標は達成されたので、設定は妥当と思われるということで評価の方は作ってあります。4ページ目、遊休農地の関係でございますけれども、これもどの数字を捉えるかという事で変わってくるのですが、毎年だいたい1haを遊休農地の目標ということにしてありますが、皆様の荒廃農地調査でいくと、A判定は若干ですが減っております。ですが、これを目標にするのも中々難しいので今回、荒廃農地利活用促進事業ということで三隅町芦谷の大谷のところで、事業を使って1.5反ほど、麦を作るといふ荒廃農地の解消事業を実施しましたので、一応その数字をいれて0.15haで、15%だったということが結果ということになりました。あとのところはご一読いただければと思いますが、これで了承がいただければ29

年度の点検、評価ということにしたいと思います。もう一つ、30年度の目標達成に向けた活動計画ということで、これは30年度の目標ということになります。この毎年の目標等、3年間分集まったものが、大きく言えば指針になるという風に考えていただければ良いと思います。今年度の4月1日現在で農家数やこの辺は農林業センサスの数字をひっばって来るとなっておりますので、農林業センサスも5年に1回なので去年と今年は一緒ということで、一応去年と同じ数字を入れております。認定農業者が少し減って56。それから基準到達者が1、という風に集落営農は33法人という事になっているみたいですので、それを入れさせていただいております。それから耕地面積は、先程言いました様に国の方が2,370と若干減っておりますのでその数字を入れております。それから経営耕地面積等は変わっておりませんでした。遊休農地の面積、これは皆様が昨年調査をしていただいたA判定の数値でございます。昨年度の集計でいきますと58ha、端数などがありますけれども、8ha、ほとんど去年とは変わっていないと思いますが、その数値を入れております。農地台帳の面積は、現況だけのものをひっばって入れております。それから、農業委員の推進体制ですけれども旧体制は、評価の方にはあったのですが、もう30年度につきましては新体制なので、農業委員が定数19、推進委員が18ということで入れております。資料をめぐっていただいて、担い手への集積の目標ですけれど、今現在21%ということになっております。これは、先程言いました様に最適化の交付金の浜田の目標面積が26.・・・haでしたので、27haをのぼそうという考え方で527haを目標としております。新規参入の関係ですけれども、今年度、30年度4月に起業された方が結構おられるという事の様です。今現在4月から新しく新規に農地を取得された方が、5名おられるということなので、1名は頑張ってお出で来ていただきたいという希望も含めて、6名とここではあげさせていただいております。遊休農地の措置ですけれども、今のところ57.5haが現状でございます。A判定で、57.5ということになっております。これを先程の指針でいきますと、3年間で10ha減らして行くということで考えましたので、1年間にすると3.3ha位を減らして行こうと言うことで、目標を3.3haを30年度の目標ということであげております。長くなりましたが5号の指針、それから6号の評価、目標について

皆様のご了承がいただければ活動計画ということで公表したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 　　ただ今、事務局から農地等の利用の最適化の推進に関する指針と平成30年度農業委員会活動計画及び平成30年度農業委員会活動計画についての説明がありました。これらの件につきまして、皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

第4推 　　（三浦 寿紀 推進委員）

4推、三浦です。6号でお聞きしたいと思います。5ページの違反転用の適正な対応という事ですけれども、違反転用の面積が0haと言うことですけれども、これまでこういう場において謝罪文と言いますか、そういったものを提出されて承認された案件がたくさんあった様に思うのですが、それは違反転用とは認識せずに、一応謝罪文を通してそれでもう認めたから現状は0ということにされたのでしょうか。

会長 　　事務局の方でお願いいたします。分かりますでしょうか、活動計画の3ページの5の分です。

事務局 　　はい、すみません。この違反転用に関しましては、きちんと見てないというのが現実でして、今までずっと0で来ていたので、今年も0と言うことで出したと言うものです。これは、評価でも書いてあるまま違法転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条、農地法第5条の規定に違反して転用されている農地の総面積を記入ということですが、これを読む限りでは、4条、5条の規定で、本当は転用して行かなくてはいけないのに転用してないという事になると、実際に正確な面積を把握することは難しいとは思いますが、先程の固定資産の台帳からひっばってきた、登記は農地だけど、税金上は山や家になっているのが、その面積ということになれば、それをあげるのではないかと思います。そこはまたきちんとしたもので、他の町村の状況等を見て入れさせ

ていただきたいと思います。すみません、ここは今までのやり方でずっと0にしていたのでもう一度検討いたします。

会 長 三浦委員、よろしいでしょうか。(はい。)
その他何かございませんか。

第 2 番 (岡本 嗣喜 農業委員)
2番、岡本でございます。平成30年度の目標およびその達成に向けた活動計画で、2ページの平成30年度の目標および活動計画で、参入目標6経営体と出ておりますけれども、これは何か根拠というか何か目標があるのですか。

会 長 事務局の方、お願いいたします。

事 務 局 はい、だいたい指針の方では根拠はないのですが、今までの平均が2.3人位と言うことで、指針の方は作っているのですが、先程も言いました様に、既に4月に新規に入って土地を取得して就農された方が5名いるそうです。なので、今年は特別に、その5名プラス1名くらい欲しいという気持ちでいると言う事にしています。

第 2 番 (岡本 嗣喜 農業委員)
それと、もう1点。認定農業者の一覧表があるのですが、認定農業者の方がさらに規模拡大をする余力があるものでしょうかね。そこのあたりが私も少し気になりましてですね、もしそういった状態ならば集積可能ですが、もう筒一杯という状態であると、なかなか現状は厳しいのではないかなという風に思いますけど、どうでしょうか。

会 長 事務局、お願いいたします。

佐々本 はい、それでは私の方からお答えいたします。先般も金城の農業委員と推進

事務局長

委員と行ったのですが、まだ余力のある方は実際いらっしゃいます。ただ無い方、精一杯の方もいらっしゃると思いますが、出来ればこういった認定農業者の方に規模拡大していただくのが理想です。それと先般もお話ししたのですが、会社員の方でも別に農業をやって認定農業者の基準に達すれば認定農業者になりますので、そういった方もどんどん推薦していただければ、支援センターの方に言っていただければ、そういった事務手続きもできます。以上でございます。

第 2 番

(岡本 嗣喜 農業委員)

はい、それで1番知りたいのは、この認定農業者の方の余力がある方が、どのくらいまだ余力が残っているのかというところが、確認出来てこちらに知らせていただければ、その様な手段ができると思うのですが、どうですか。

佐々本
事務局長

はい、では今日のところは把握できておりませんので、支援センター等に確認しまして、次回かそのあたりで報告をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

第 2 番

(岡本 嗣喜 農業委員)

はい、お願いいたします。

会 長

その他、ございますでしょうか。

無い様ですので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針と平成 30 年度農業委員会活動計画につきまして、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、この計画に従いまして、今年度の農業委員会の活動を行って参りたいと思います。

会 長 続きます。議第7号平成30年度農作業標準料金について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、平成30年度の農作業標準料金について、事務局よりご説明いたします。総会資料11ページをご覧ください。農作業標準料金は、農業委員会で定めて告示をしていましたが、近年制度が変わりまして、絶対しなくてはならないというものではない様でございます。ですが毎年今までの流れで、平成30年度につきましても決めておいた方がいいだろうという事で、提案しております。先般、総会後の運営協議会においてご協議いただきまして、今年度も変更なしでいいのではないかと意見をいただいております。ただ、農作業の賃金につきましても、最低賃金の方が740円になっておりますので、そこを加味いたしまして、6,000円から7,000円ということで変えております。あくまでも参考ということでご理解をいただければと思っております。

事務局からは以上です。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。たしかにこの賃金につきましても、ほとんど10年くらい変わってないのでございますが、ひとつの要因でございまして、それぞれの地域によって変わっていると思っておりますけれどもこういった事情でございまして、皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。ございませんか。

無いようですので、平成30年度農作業標準料金について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手～

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きます。議第8号、平成30年度下限面積（別段面積）について、事務局

の説明をお願いします。

事務局

それでは、平成30年度下限面積（別段面積）についてご説明いたします。総会資料は12ページをご覧ください。別段面積については、毎年、検討することになっており、4月5月にやっております。結果としましては、平成25年以降、改正がされていません。この別段面積、下限面積が浜田と三隅が20a、旭と弥栄が30a、3反、金城が4反ということでございます。これはこの地区でこの面積よりも多い方でないと農地を買い取ることができないと言う、3条の関係に絡んでくるのですけれど、基本は50aということになっておりますが、市町村の方で実状に応じて変えることが出来るということで、3反、2反、4反ということを出しております。その地域の平均的農家の面積の4割を下回ってはいけないという規則がありますので、金城はちょっと大きい農家が多いので4反、旭は3反、三隅と浜田は2反という風な計算になっております。毎年これも農林業センサスのデータからひっばって来ておりますので、実質的には、変えたとすれば5年に1回が目途になると思います。根拠がないので、5年に1回ということですが、25年の時と何年かにもう一回センサスがあったのですが、その時もいろいろ見て、これでいいだろうと言うことで、一昨年センサスが新しくなったのですが、25年から変わってないという事でございます。今年度も、見直しはせずにこのままで行くという提案でございます。ただ最近よくあるのが、空家バンクについている農地については、その地番をピンポイントで、この空家バンクについている、この農地は下限面積が1㎡とかいうのにしている町村があって、司法書士会とか、他の町村でやっておられたりするので、うちの方でも、もしそういう状況があれば、その都度、臨機応変に検討はしていかななくてはならないかなとは考えておりますが、今のところ、今年度はこれで行きたいと考えております。あと国の方と県の方としては、基本的にこの下限面積が少なくなるということは、誰でも簡単に農地を取得できるということでございます。国の方が農地は利用が大規模なところに認定農業者とか、そういうところに集積をして、小さい農家は作らない様にしようというのが施策になっておりますので、あまり地区を限定して、ある地区は1haとか1㎡というのはよろしくないとい

う見解をいただいております。県としても、なるべくこういうのはして欲しくないという様な言い方はされますけれども、場合によっては先程言いました様に空家バンクとかでどうしてもという事があれば、その都度総会にかけて、このところだけはこの感じでやって行きたいかなと思っておりますが、今年は今のところこれで行きたいという提案でございます。

会 長 ただ今、平成 30 年度下限面積（別段面積）について説明がありました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。
無いですので、平成 30 年度下限面積（別段面積）につきまして、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200 m²未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第 4 条転用許可を受けなくても農地転用できるというものです。

1 号について説明します。資料 14 ページ、図面番号⑥をご覧ください。届出地は、旭町市木の田です。場所は、市立市木公民館から約 800m 南東の、内ヶ原行政区です。この届けは、届出地に農機具倉庫を設置するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありまし

たらお願いします。

無いようですので、報告を終わります。

会 長

その他、事務局からありましたらお願いします。

事 務 局

別添、事務連絡をご覧ください

1点目は「利用権設定の更新通知」についてです。先般、運営協議会で、これから皆様に集積等をしていただくのにかどうかというところでお話をした際に、「利用権設定の更新が来ましたよ。また更新する際は…」という文書を毎年、毎月送っております。裏表になっておりますが、裏と表で貸す方と借りる方ということで出しております。それで、地図の方も用意しておりますので、先般持って帰られなかった方とか、うちの方も奥の方にしまい忘れていたので、今回出しているのですが、また地図の方持って帰っていただいて、こういう利用権設定等が出た場合は、場所も農業委員、推進委員として確認していただきたいという事がございます。今回提示するのは、この利用権設定通知の中に、“手続きでお困りの際は別紙担当の農業委員、推進委員にご相談ください”という文章を入れたらどうか、という提案をいただきましたので、今回皆様にどうでしょうかと、これ事務連絡と言うよりか協議と言いますか、と言うことで出させていただいております。ただ、そうしますと広報も考えているのですが、誰が農業委員で、誰が推進委員か分からないという事が出てきますので、今、叩き台ではございますが自治区ごとに農業委員と推進委員、担当地区と住所と電話番号ぐらいのものを、利用権設定の更新に付けさせていただきたいという提案でございます。こう言うのを入れると、何件かは電話がかかってきたりして、ちょっとこう言った事で困っていると言う話が出てくるとは思いますが、その辺で、どうにか皆様にご協力をいただきたいという事がございますが、これを出していいか、こういう形でやらせていただいていいかというのが1点でございます。

2点目は、金城町の取り組みについてです。平成30年度に、金城の方が事業の

実施をされている様ですけれども、地域提案型農業総合対策事業ということで、公民館あたりで100万円を上限で遊休農地の解消等、そういうことに関しまして地域で考えて行こうと言う様な事業を実施されております。金城の農業委員は知っておられると思うのですが、こういう事を金城の方でやっていると言うことでございますので、こう言った情報も農業委員会としても、つぶさに利用出来るものがあれば利用して行きたいと考えております。どうも金城の美又の方でございますが、だいたいこれと同じ様なことを金城で全部やって行って農業の経営をどうするか、それから遊休農地をどうするか、貸してもいい農地があれば教えてくださいと言う風なものを、地区ごとにやって行くということで、この辺をうちの方も上手くリンクをして貸したい農地とか言うものがあれば、農業委員会としても出来ることであれば、情報を共有していきたいと考えております。それと、少し話が出ましたけれども、今回認定農業者の一覧表を添付しております。今現在、浜田市内で認定農業者は、昨日認定になった56番目の方を入れて、56と言うことになっております。この方々となるべく連携をして、この方々に余力があるか無いかという事はあるのですが、農地の方を集積する様にして行きたいと言うことでございますので、よろしく願いいたします。それと先程も言いました様に、先般、地図を持って帰っておられない方は地図を用意しておりますので、持って帰って利用権設定集積に活用いただきたいと言うことでございますが、取り扱いには十分注意をしていただきたいと、扱いはコピー等をしたり、他の方にあまり見せない様に、あくまでも参考ということでお願いしたいと言うことでございます。ちょっと利用権の、この名前とかを出して良いかとかは図っていただけたらと思います。すみません、個人名が出ているものは消し忘れました。

会 長

この更新通知のところ、裏側のところに借り人として個人名が入っておりますが、これ消しといてもらえませんか。全然関係ございませんので、消し忘れたそうでございますので、よろしく願いいたします。それとあわせまして今事務局からございました、この名簿を付けても良いか悪いかという、提案ではございましたが如何でございましょうか。この通知書を出す場合に、どなたに

相談すればいいかというのは分かりませんので、その様にさせてもらったらというのですが…。

第 16 番

(大谷 数義 農業委員)

これは、出される前に我々に分かるものですか。

会 長

相手がね、タイミングですか。

事 務 局

出来ます。今まではパーッと出しておりましたけれども、この方に出しますと言うのは、だいたい月初めに処理をするのですが、だから5、6日にするので、前の方がいいですかね。

委 員

(前がいいな。の声)

(前じゃなきゃ意味がない。の声)

事 務 局

こういう紙では無いですけども、誰と誰の分というのは、出すようにします。

委 員

(電話でもいいですよ。の声)

事 務 局

電話だとちょっとあれなので。この方々に、この農地の分を出す様になるというのを、また検討します。なるべく皆様に事前に出すように、情報提供する様にはします。

会 長

これだいたい毎月あるでしょ。

事 務 局

毎月あるのですが、12月と3月が、これが400件とかなのですよ。他の月は5件とか10件とか、今回中間管理の関係があったので、40件とか出ましたけれども、だいたい10件くらいなのですけれども、12月と4月については300から400件

くらいあります。

会 長 はい、これを出すことによって貸借人の方から相談があるかも知れませんが、無い場合もあるかも知れないでしょうけど、という意味合いから公表しても良いかと言うことですが、如何でございましょうか。

委 員 公社経営の分は、わかるのですか。

事務局 皆さんへの通知ですか。まあ、公社を外すことも出来ますが、それを分かる様な感じで提供はしたいと思います。あと少し気になったのが、公表するのに林委員は電話がかかってきても無理ではないのかなと、林委員は消した方が良いのかなと思ったりもします。

会 長 その前に一言、本人に言っておかないと、勝手に消していただけないので。こういう理由で消したいのですがというのを言っておかないと。

事務局 はい。そこは本人に確認して、良いと言うことであれば消した形で農業者の方には出したいと思っております。あと柿元さんに関しましては、携帯しか知りませんので、そこもご本人に確認して携帯を出しても良いかということで、確認したいと思います。

会 長 それでは、利用権設定をスムーズに活かすために、一応この農業委員と推進委員の名簿を公表させてもらっても良いと言うことでご理解いただけますでしょうか。

委 員 (はい。の声。)

会 長 それではよろしくお願いいたします。農業委員なり推進委員の連絡方法は、色々あるでしょうけど、総会の時にでも、こういう方々に連絡しておりますと

言うのを個人々の方に連絡いただくと、郵送代もかかりますのでこの場で一応、
いただくと言うことにさせていただきます。それと先程の金城自治区のアンケート
ですが、これは非常に良いことですので出来ましたら他の地区でも、こう
言ったのをしていただくことによって、遊休農地の把握なり、あるいは防止に
役立つのではないかと思います。皆様方の方からいい知恵がございましたら、
お願いしたいと思っております。

会 長 全体を通じまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

3番、宮崎です。先程、農地法3条の申請許可が議決された訳ですけれど、そ
れはそれで結構なのですけれど、その条件と言うのですか、事後報告でも結
構ですから、1ヶ月、2ヶ月では大変だと思えますが、来年の6月くらいに、
ひとつの事後報告という条件を付けてもらった方がいいのではないかと思う
のですが。賛成はしたものの何かちょっと感じる訳ですが、如何なものとし
ょうか。以上です。

会 長 それは3条だけですか。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

はい、これは特に確認したものでは、ひどいと思ったので、皆様はそれに賛
成されたのでそれは結構なのですが、事後報告はどうなのかなと。それは向う
からですよ。来年6月くらいに1度どうかなと思った訳であります。

会 長 だいたい1年後くらいですか。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

はい、それだとだいたいのところが分かるのではないかなと思います。

会 長 今回の3条の場合も田を作ったり、畑を作ったりという現在の計画だが、実際にどうされるかというのは分かりませんからね。実際問題として。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

そうですね。

会 長 今、宮崎委員の方から、今回の場合ですと、この〇〇さんというお方が約3反7畝くらいのところで、佐々木委員からもご質問ございましたが、田を作るとか畑を作るとかいう風に出しておられる訳で、許可はあったのですが、今後は第3条につきましては1年後くらいにどういう状況かというのを、それぞれ本人からでも、農業委員を通じてでも構いませんけれども、報告してもらったらどうだろうかという意見が出た訳ですけれども、皆様方どうでしょうか。

第 11 推 (岡田 勝 推進委員)

これは以前にも話がありました、特に埋め立ての後の現地調査と言いますか、そういった時にも話があったと思うのですが、良いことだと思うのですよ。これを是非やっけて行かないと実際にそういう土地が利用されているかというのが、分かるのではないかと思うのですが。

会 長 はい、たしかに過去においては、公共廃土の場合、埋め立てます、その後は畑にします、と言って毎回毎回出るわけですが、本当に畑になっているかどうか、クエスションマークじゃないかと思っているのですが、先程、宮崎委員が言われました様に、例えば第3条の場合とあえて言われた訳ですが、報告をしてもらうということでは如何でございましょうか。異論のある方おられますかね。

第 4 推 (三浦 寿紀 推進委員)

こういう事はこの件に限らず、今後過去も含めて全てやるという事ですか。

会 長 はい因みに、この度の〇〇さんだけという話ではございませんので、今後出

る場合には、約1年後くらいにどういう状況かというのを報告してもらうという事です。

第 4 推 (三浦 寿紀 推進委員)
皆さんがそう言われるなら。

会 長 事務局どうでしょうか、今の意見がある訳ですが。

事 務 局 はい、今後全部という事ですかね。(3条です。)3条は1年後には状況を報告する。農業委員か推進委員が見てと言うことですね。それかこれは本当に出来るのかという分だけじゃなくて全部という事ですか。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)
法的にはそういうことは規制が義務付けられている訳ですから、報告するに望ましい事はないと思いますがね。

事 務 局 法律では報告する事になってないと思います。当然、作る所でちゃんと作るという事で許可するので、報告するのは許可にやましいところがあったのかという事になりますので、それをふまえて許可をしたので多分報告というものは無いというのが現実だと思います。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)
現状は、今回の3条の場合は写真見ても説明ございました様に、相当荒れているのを田んぼに、あるいは畑にする意思はあるという事ですから、結果はどうなるか分かりませんが、むしろ報告はいらぬ様な感じもするのですが。例えばこれを取得する場合は、現状は持ち主の方から山林化していると言うのを出してもらう、まあ、山林化まではいってないかも知れませんが、出して普通の売買をすれば出来ないことはないですよ。

事務局 登記上、田などになっていると、お金で売買をしたとしても登記のところで恐らくひっかかります。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

ですから、今日最後の分がありましたよね、荒れている分を出す農地、20年以上でしたかね。

事務局 非農地ですね。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

非農地、あの証明願を出して許可されれば。

事務局 はい、売買は出来ます。地目を変えてしまっ、例えばこれ山です、とかにすれば、農地法の縛りは無くなりますので…。

そうですね、注意深く見ていきたいと私も思っておりますので、これから全部となれば、少し厳しいかなとは思いますが、こういう場合は本当にやると言われていますので、ちゃんとやって下さいという事で、注意深く見ていきたいと思っておりますので、この分に関しては、1年後確認したいと思っております。

会 長 はい、確かに難しい点はあろうかと思いますが、絶対という訳ではなくて、極力お互いに確認しあいながら、良い方向へ持って行ってもらうと、もちろん田を作られたり畑を作られたりする訳ですから、最も良いことですので、本当に守られているかどうか、そういった意味で佐々木委員が先程、労力はどうかとか聞かれたと思うのですが、労力が無ければもちろん出来ませんので、そういった意味合いにおきましても、見守って行きたいと思っておりますので、絶対という訳ではなくて、とにかくお互いに注意しあいながら見て確認をお互いにするとする位の程度でどうでしょうか。

第 3 番 (宮崎 龍生 農業委員)

結構だと思います。その方が皆さんも議決された以上、皆さんも楽ではないかと思ひます。お願ひします。

会 長

はい、わかりました。その様に取り扱ひを3条等には、伝えてもらいたいと思ひておひります。

その他、全体を通じてありませんか。

無いようでしたら、以上を持ちまして第4回農業委員会総会を終了させていただきます。今後ますます暑くなると思ひますが、どうか身体を大切にしてくださいまして、農作業等々それぞれの持ち場でご活躍をご祈念申し上げます。どうも、ありがとうございました。

終了 午前11時05分

